

お客様手続きチェックシート

＜＜総合支所にて手続きをする場合は、事前に電話でご予約ください。＞＞
予約可能な日は死亡届から3日目以降(土日祝を除く)のお電話いただいた日の翌日以降となります。

○今立総合支所
TEL 0778-43-7812
今立総合支所 のマークがあるもの

本人確認書類
市役所で手続きの際は本人確認が必要な場合があります。本人確認書類の提示をお願いいたします。
＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他 ・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、

確認に2点
必要なもの

・健康保険証又は資格確認書
・介護保険証 ・年金手帳又は年金証書

越前市役所



〒915-8530
越前市府中一丁目13番7号

☎ 0778-22-3000(代表)

受付時間 あさ 8時30分 ~
夕方 5時00分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はおやすみです)

「相続人」や「喪主」の代理人の方が手続きするときは ...
1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2 代理人の方でも手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

※戸籍などの証明書類の取得は、死亡届から5日目以降(土日祝を除く)に可能です。

※遠方から来られる等の場合や、急いで証明書を取得したいという場合には、事前にご連絡ください。
※ただし、本籍地が市外の方の場合は、死亡届から約2～3週間の日数を要します。詳細は本籍地の自治体へお問い合わせください。

死亡に関する市役所でのおもな手続き一覧

受付窓口	種類		期限	お手続き		必要なもの	詳しい問合せ先	郵送可	
4番 保険・年金 (1階) 今立総合支所	住基	印鑑登録証	-	印鑑登録証の返却（返却がない場合も自動的に登録廃止になります）		【窓口サービス課】 0778-22-3001		○	
		住民基本台帳カード	-	カードの返却（見当たらない場合は結構です）				-	
	医療保険	国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証又は資格確認書	-	保険証又は資格確認書の返却（見当たらない場合は結構です）			【保険年金室】 0778-22-3002		○
		限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証・特定疾病療養受療証 など	-	※各自処分してください。					-
		葬祭費 (国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の死亡)	2年以内	葬祭費の支給申請 ※社会保険(会社の保険)に加入の方が無くなった場合には、お勤めの会社、加入していた保険にお問い合わせください。	・葬祭を行った方(喪主)の通帳と認印 ・喪主のわかるもの(挨拶状、領収書等) ※申請書はホームページでダウンロードできます。				○
		国民健康保険の高額医療となった場合	2年以内	高額療養費の支給申請(青色)の書類が、2～3ヶ月後に郵送されますので、届いたらお手続きください。					-
		後期高齢者医療保険の高額医療となった場合	2年以内	振込先に亡くなった方の口座を登録していた場合、口座の変更が必要です。 ※振り込めなかった場合は翌月に新しい口座登録のご通知をいたします。	・相続人の通帳と認印 ※新規に高額対象となる場合は2～3ヶ月後にご通知しますので通知がありましたらお手続きください。				○
		亡くなった方の健康保険の扶養から外れたご家族が、国民健康保険に加入する	14日以内	国民健康保険の加入届(74歳まで)	扶養として加入していた健康保険の「資格喪失連絡票・証明書」 ※届出書はホームページでダウンロードできます。				○
			14日以内	国民年金の加入届(20歳～59歳までの配偶者)					○
		世帯主が変わる国民健康保険のご家族	-	マイナ保険証の利用登録をしていない人には、後日、資格確認書を郵送します。 保険税については、翌月税務課より通知があります。			-		
国民年金	国民年金の遺族基礎年金 (請求対象者：18歳到達年度の末日までの子のある配偶者、18歳到達年度の末日までの子)	5年以内	※必要書類が申請者(配偶者・子)や状況(同居・別居等)によって変わります。 まず、④保険・年金窓口(1階)【保険年金室】にご相談ください。 ※厚生年金受給者が亡くなった時は武生年金事務所に、共済年金は年金支給者にお問い合わせください。 (裏面参照)				-		
	国民年金寡婦年金 (国民年金保険料を10年以上納めた夫の、扶養であった60歳～65歳の妻)	5年以内					-		
	国民年金の死亡一時金 (60歳までの国民年金保険料を支払っている方の死亡)	2年以内					-		
介護	介護保険証	-	介護保険証の返却（見当たらない場合は結構です）		【長寿福祉課】 0778-22-3715		○		
子ども	子ども医療費受給者証	-	受給者証の返却（見当たらない場合は結構です）		【子ども未来課】 0778-22-3006		○		
7番 子ども・子育て (1階)	こども	児童手当・児童扶養手当		[子の死亡の場合] 減額または資格消滅(喪失) [親の死亡の場合] 状況によって変わります。子ども未来課にお電話ください。	[子の死亡の場合] 特になし [親の死亡の場合] 子ども未来課にお電話ください。	【子ども未来課】 0778-22-3006		-	
8番 高齢者・介護保険 (1階) 今立総合支所	介護保険	高額介護サービス費の支給を受けていた場合	2年以内	振込先を亡くなった方の口座で登録していた場合、口座の変更が必要です。 ※振り込めなかった場合は翌月に新しい口座の登録についてご通知いたします。	・相続人の通帳	【長寿福祉課】 0778-22-3715		○	
		在宅介護用品(紙おむつ)助成券	-	残りの助成券を返還してください。	・在宅介護用品(紙おむつ)助成券			○	
		要介護(要支援)認定の申請中であった方	-	認定申請の取り下げが必要な場合があります。 長寿福祉課にご相談ください。	・介護保険証			-	
9番 障がい者福祉 (1階) 今立総合支所	障がい	障がいの手帳	-	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	【社会福祉課】 0778-22-3004		-	
		重度心身障がい者の医療費受給者証(医療費助成)	-	受給者証の返却(見当たらない場合は結構です) 振込先口座の変更手続き	・重度心身障害者医療費受給者証 ・相続人の通帳と認印			-	
		障がい者の手当 (重症心身障害者等手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当等)		各種手当の喪失、手当の清算金振り込み手続き等	・相続人(優先順:配偶者、子、親)の通帳			-	
		心身障害者扶養共済制度を利用していた		※来庁前に社会福祉課にお電話ください。				-	
		障害福祉サービスを受けていた		障がいに関する各種サービス受給者証の返却	・サービス受給者証			-	
10番 税の窓口 (1階) 今立総合支所	税	越前市内の土地・家屋などの固定資産	翌年の1月1日まで	相続人代表者指定の届出 (相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方)	※詳しい手続きは⑩税の窓口(1階)にご相談ください。	【税務課】 0778-22-3014		-	
		原付バイク・小型特殊・農耕車	次の4月1日まで	所有者の変更・廃車・相談・申告等	※詳しい手続きは⑩税の窓口(1階)にご相談ください。			-	
		未納となっている税金等	-	※ ⑩税の窓口(1階)にご相談ください		【税務課】 0778-22-3015		-	
5番 外国人/総合相談 (1階)	墓市地営	市営墓地・霊園に納骨を希望する	-	納骨の手続き	※詳しい手続きは窓口サービス課にご相談ください。	【窓口サービス課】 0778-22-3001		-	
		市営墓地・霊園の使用許可を受けていた	-	使用者変更手続き				-	
3番 引っ越し・出産・結婚など(1階) 今立総合支所	住民登録	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	14日以内	世帯主変更届出	・手続きに来る方の身分証明となるもの ・同一世帯員以外がお手続きする場合は、委任状(葬儀社を通じて手続きが終了している場合もあります)	【窓口サービス課】 0778-22-3001		-	
【社会福祉課】 (2階)	保生活	生活保護を受給していた	-	生活保護廃止手続き	※詳しい手続きは社会福祉課(2階)にご相談ください。(電話でも可能)	【社会福祉課】 (2階) 0778-22-1020		-	
【農政課】 農業委員会 (2階)	農業	越前市に農地を所有・耕作していた		※ 農業委員会(22-7439)にご相談ください	※詳しい手続きは農業委員会(2階)【農政課】にご相談ください。	【農政課】 (農業委員会) 0778-22-7439		-	
		農業者年金		※ 農協もしくは農業委員会でご相談ください				-	
【環境政策課】 (2階)	犬	亡くなった方(名義)の飼い犬がいる	-	飼い主の氏名変更手続き	※詳しい手続きは環境政策課にご相談ください。(相談は電話でも可能)	【環境政策課】 0778-22-5342		-	
【上下水道お客さまセンター】 (4階)	上下水	使用をやめる	-	※ お電話でお手続き出来ます。やめる場合お電話ください。		【上下水道お客さまセンター】 0778-22-7929		TEL	
		使用者名義のみを変更する	-	※ お電話でお手続き出来ます。新しい使用者をお電話でご連絡ください。				TEL	
		使用者名義と口座を変更する	-	使用者名義変更兼口座変更依頼	新たに引き落としする銀行(越前市内の金融機関)で、新たな使用者の引き落としのお手続きをお願いします。※口座から引き落としできない場合は、納付書が送付されます。			-	
【建築住宅課】 (4階)	市営住宅	市営住宅を故人の名義で借りていた	-	退去または入居承継手続き	※詳しい手続きは建築住宅課にご相談ください。	【建築住宅課】 0778-22-3074		-	
		市営住宅に故人と同居していた	-	同居者異動届出				-	

死亡

に関連する

市役所以外

でのおもな手続き一覧

種類	お手続き	問い合わせ先
年金	厚生年金を受給していた方 (会社に勤めていた時期がある方)	～必要書類など詳しくは～ 武生年金事務所 0778-23-1126 ※音声案内に従い、まず①を選択し、次に②を選択するとお客さま相談室に繋がります。
	国民年金を受給していた方 (自営業等であった方)	
	共済年金を受給していた方 (公務員であった方)	
保険	職場の健康保険に加入していた場合 (全国健康保険協会、各種健康保険組合など)	加入していた共済組合
相続関係	死亡届、未支給分の支給申請等の手続きがあります。 ※ 手続きは手続きする方(妻・子・兄弟、同居・別居等)により手続きに必要な書類は変動します。 まず、年金事務所に電話で必要書類をご確認ください。 また、申請書提出の際は 年金事務所の事前予約 が必要です。合わせてお申し込みください (年金事務所予約Tel:0570-05-4890)	～必要書類など詳しくは～ 武生年金事務所 0778-23-1126 ※音声案内に従い、まず①を選択し、次に②を選択するとお客さま相談室に繋がります。
	不動産(土地、建物等)の相続をした場合	加入していた共済組合
	預貯金等の相続手続きに「法定相続情報証明」が必要な場合	加入していた共済組合
	軽自動車(二輪を除く)を相続又は廃車した場合	加入していた共済組合
相続関係	不動産登記申請 (登記手続が終了後、森林の場合は農林整備課、農地の場合は農業委員会に届出が必要) ※詳しくは法務局にご確認ください。	加入していた共済組合
	※手続きに必要な書類は相続人の状況によって異なります。詳しくは法務局にご確認ください。	加入していた共済組合
	※軽自動車検査協会福井事務所にて名義変更、廃車等	加入していた共済組合
	※福井運輸支局にて名義変更、廃車等	加入していた共済組合

※市役所以外のお手続きで、「戸籍謄本」や「住民票」などが必要な場合があります。
お手続きに行かれる前に問い合わせ先に、必要書類をご確認ください。

戸籍などの証明書類のお手続きは、死亡届から5日目以降(土日祝を除く)にお越しください。
※ただし、本籍地が市外の方の場合は、死亡届から約2～3週間の日数を要します。詳細は本籍地の自治体へお問い合わせください。

R7.4月版